⑷　「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的な記載に努め、⑴に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

［⑸・⑹　略］

［９．～12.　略］

［（別表１）・（別表２）　略］

別紙様式第３号（第39条及び第40条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第２項（又は第３項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　略］

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第１項又は第２項の申込みをする場合に限る。）（経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等（第５条第１項第２号に規定する特定協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）の場合にあっては、「従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

［第６～第10　略］

（記載上の注意）

［１．～６．　略］

７．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［⑴・⑵　略］

⑶　経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等であるときは、⑵の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

①　２人以上の員外監事がいない場合において、１人以上の独立員外監事（法第16条第１項第５号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む２人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がいない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

⑷　「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、⑴に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

［⑸・⑹　同左］

［９．～12.　同左］

［（別表１）・（別表２）　同左］

別紙様式第３号（第39条及び第40条関係）

（日本産業規格Ａ４）

経　営　強　化　計　画

年　　月　　日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第２項（又は第３項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

［第１～第４　同左］

第５　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第１項又は第２項の申込みをする場合に限る。）

［第６～第10　同左］

（記載上の注意）

［１．～６．　同左］

７．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

［⑴・⑵　同左］

［加える。］